

警察功勞記章は警察賞與規則に依り賞與を受けたる警察官吏又は消防官更にして功勞拔群一般の職能たるものにこれを付與する。

警察功績章は警察賞與規則に依り賞與を受けたる者（海外者を含む）にして功勞特に顯著なるものにこれを付與する。

賞狀は右に述ぶる功勞ありたる職能に對してこれを付與する。

警察功勞章は縣府縣長官の具申に依つて内務大臣これを付與する。

警察功勞記章及警察功績章はこれを右効に佩ぶるものとし、警察官吏及消防官吏制服着用の際には常時これを佩ぶるものとする。右警察功勞章制度の創設に關じては常に關心に對し警察賞與行賞の趣を拓くと共に高等官たる警察官吏又は消防官吏等に對しても警察賞與を行ひ得ることとされたのである。

警保局機務令甲第一四二號

私

昭和十八年七月二日

内務省警保局長  
内務省防空局長

各府縣長官 謹

警察・消防官吏等ノ警備・防空訓練實施ニ關スル件

昭和十八年度防空教育訓練施行ニ關シテハ本年四月二十三日付内務大臣ヨリ命令アリ其ノ細部ニ關シ更ニ同日付通牒セル處ナルガ從來警察・消防官吏ハ専ラ民間ノ防空訓練ヲ其ノ情況外ニ在リテ指導スル位置ニアリ又内部ニ於テモ警察・應援・警備・防空等ノ訓練ガ相互ニ關聯ナク個別的ニ行ハレ來レル嫌在リ如斯ハ基礎的ニ指導教育ノ徹底ヲ期スルガ爲ニ已ムヲ得ザルニ出ヅルモノナルベシト雖モ空襲等ノ非常事態下ニ於ケル

實戰下格闘タマト極メテ遠シト語ハサルバカナメ聖誕等一勝シテハ多種多様ノ事態同時ニ物發スルガ故ニ凡有機關ガ豫定サレタル任務ヲ一齊ニ遂行スルヲ要シ之ヲ誤マレバ被害ヲ不測ニ擴大スルコト言ヲ俟タザル所ナルヲ以テ今後訓練ノ實施ニ際リテハ從來ノ方式ニ泥ムコトナク凡有角度ヨリ綜合的ニ判断シ眞ニ實戦的ナラシムル様努メ特ニ左記事項御留意相成候

記

一、空襲下警察、消防幹部六支ノ任務ヲ明確ニシ之ニ照スル訓練ア行フコト

空襲下警備、防空活動ノ基幹タルベキ警報、消防幹部ハ警報、防空機関ノ訓練就中警報的業務別訓練乃至初期ノ訓練實施ニ際シ自ラ現場ニ臨ミ周部的指導ヲ行フコトハ必要ノコトナルモ實際空襲アリタル際ハ管轄地域内全般ノ狀況ニ基ク綜合判断ヲ爲シ内外關係機關ト連絡シ急速ニ全般的防空治安對策ノ大綱ヲ確立ノ上部下ヲ警報スルコソヨリ重要ナル任務カリト認メラルヲ以テ今後訓練中綜合訓

練實施ニ際シテハ必ラズ本來ノ任務ニ従ヒ情況中ノ一員トナリテ之ニ參加スルコト

二、警備、防護ノ訓練ヲ同時に且右機的ア行フコト

從來警察ハ民間ニ對スル防空指導ニ冠ニシテ警察自體ノ警備的訓練ヲ著シク開却シ來レル時アルヲ以テ今後常ニ警備、防空双方ノ觀點ニ立チ兩者ヲ右機的ニ連繫シ警備下最大ノ威力ヲ發揮シ得ル様同時ニ綜合的訓練ヲ行フコト

三、各個、防空其ノ他各機關ノ連絡訓練ヲ行フコト  
空襲下警報全機関ノ緊密致活ナル連絡ノ必要ナルコトハ言ヲ俟クザル所ナルモ從來勤モスレバ之ガ訓練ヲ怠リ來レル情況ニアルヲ以テ今後政府、警察、消防署、地方事務所、市町村、運輸、交通、通信、電氣、瓦斯、水道等ノ指令機關、食糧等ノ配給機關ノ相互的系統的ナル連絡指揮ノ圖上訓練乃至綜合訓練ヲ必ラズ實施スルコト

四、警察官吏ノ擔當任務ヲ再確認セシムルコト

# 大日本帝国政府

憲太總監訓令	内務省訓令	摘要	要
憲太總監採用規則	巡查採用規則	内容概不同一	
憲太總監所規程	巡查採用規則ノ特例ニ 關スル件	憲太ニ於アハ附則中ニ規定ス	
警察考課表規程	警察官更敎養規程	(練習所、組織、事務、試験等ニ關スル 規定ヲ改ケアリ) (内地ノ施行規則ニ相 當ス)	
警部派出所及警部補派出 所開スル件	警察考課表規程	内容同一	
憲太總監警察官吏武器任用 規程	巡查配置及勤務規則	(共通)	
憲太總監警察官吏服装規則	警部補派出ニ關スル件		
憲太總監警察操典	巡查服裝規則		

巡査ニ對スル訓令比較表

空襲兵ノ他非常事態勒變時ニ於ケル警察長及第一級警察官吏ノ任務ハ警察本來ノ職任ノ激増以外ニ食糧乃至衣料品ノ非常配給、被災者ニ對スル各種ノ證明其ノ他ノ業務殺到スル狀態ニ対カレ而之等業務遂行ハ適否ハ直ニ全般的治安ニ關斯ルツ以テ平素ヨリ絶へズ其ノ擔任ニ係ル業務ノ種類、内容及範圍並ニ之等が相輔ノ關係活用及之等ノ指揮、指揮ノ具體的方略ニ付自信ヲ以テ克タ其ノ職任ヲ全般フシ得ル如ク此ニ據當任務ヲ再認識セシムルコト